

## お知らせ掲示板

### くらし

#### 食品ロスを減らしましょう！

「30・10(さんまるいちまる)運動」をご存じですか。

30・10運動とは、会食時の食品ロス削減のための取り組みです。

＜乾杯後30分間＞は席を立たずに料理を楽しみましょう。

＜お開き10分前＞になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。

飲食の機会が増えるこの時期、出された料理をおいしくいただいて、食べ残しによる食品ロスを減らしましょう！詳しくは、市ホームページへ。



(廃棄物計画課 ☎328-2359)

#### 12月は固定資産税第4期の納期です

市税の納付には、便利な口座振替・自動払込みをご利用ください。希望する方はお近くの金融機関、郵便局またはインターネットでお申し込みください。詳しくは、市ホームページへ。

また、納付書に「地方税統一QRコード」があれば、全国の地方税統一QRコード対応金融機関や地方税お支払サイト、スマホ決済アプリ等で市税の納付ができます。利用方法等については地方税お支払サイトをご確認ください。

【市ホームページ】 【地方税お支払サイト】



(納税課 ☎328-2204)

#### アライグマを見かけたら



アライグマは、特定外来生物に指定されています。現在国内各地でアライグマによる農林水産業被害、生活環境被害、生態系被害が問題となっています。

これからの季節はアライグマが繁殖のため、活動が活発になる季節です。気性が荒く、凶暴な性格で、さまざまな感染症を媒介するおそれもあるため、見かけた場合は安易に近寄らず、環境政策課にご連絡ください。



(環境政策課 ☎328-2427)

#### 山火事にご用心！

秋から冬にかけて空気が乾燥し、森林内の落葉などが燃えやすい状態になっています。

山火事を防ぐため、次のことに気を付けましょう。

- ①枯草等のある場所では、たき火をしない。
- ②強風時や乾燥時には、たき火、火入れをしない。
- ③火入れを行う際、市町村長の許可を受け、あらかじめ防火対策を講じる。
- ④たばこは、指定された場所で喫煙し、吸い殻は消して投げ捨てない。  
(みどり公園課 ☎328-2409)

#### 金峰山登山道路の車両通行止め(大晦日～元旦)

☎12月31日(日)午後5時～来年1月1日(祝)午前9時(予定) 因 御来光登山などによる交通渋滞のため、大晦日から元旦にかけて金峰山登山道路を通行止めとします ※混雑状況などにより、県道1号線(峠の茶屋)からの進入を制限する場合あり。☎くまもと自然休養林金峰山地区保護管理協議会(花とみどり協働課内 ☎328-2352)

#### 国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付状況確認書について

令和5年1月～12月までに納付された国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付状況確認書を、来年1月下旬に発送します。

納付状況確認書は、社会保険料控除として確定申告などに利用できます。早めに必要な方は、12月中に納付した領収証と保険証を持って、国保年金課(市庁舎1階71番窓口)か各区役所区民課(中央区役所を除く)、各総合出張所へお越しください(代理人は、委任状が必要)。

問い合わせは、熊本市こくほ・こうきコールセンター(☎326-5900)へ。  
(国保年金課 ☎328-2270)

#### 家屋を取り壊したときはご連絡ください

固定資産税は、1月1日(賦課期日)に家屋等を所有している人にかかる税金です。

家屋を取り壊した場合、届け出をしていないと継続して固定資産税がかかりますので、固定資産税課へご連絡ください。

(固定資産税課 ☎328-2195)

#### 令和6年度の工事請負などの入札参加資格審査申請を受け付けます

■工事請負など対象業種  
建設業、測量、建設コンサルタント、製畳業、花苗

【受付方法】郵送(一般書留または簡易書留)のみ

【受付期間】11月20日(月)～来年1月31日(水)(必着)

【送付先】〒860-8601 工事契約課  
詳しくは、市ホームページで熊本市入札・契約(工事等)と検索([https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/Detail.aspx?c\\_id=5&id=3330](https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/Detail.aspx?c_id=5&id=3330))へ。  
(工事契約課 ☎328-2442)

#### 国民健康保険・病院へ払う医療費の支払いに困ったとき

☎【一部負担金の減免について】  
災害や失業など特別な理由により、収

入が一定額以下になった場合は、申請により一部負担金の減免や徴収猶予が認められることがあります。

☎【対象となる特別な理由】

- (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、その世帯の被保険者が死亡し、身体障害者となり、または資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

☎【申請に必要なもの】

国民健康保険証・収入が分かる書類・預貯金通帳・家賃証明(家賃の支払いがある場合)・国民健康保険一部負担金減免等申請書 他

【申請窓口・問い合わせ先】

中央区役所区民課 ☎328-2278  
東 区役所区民課 ☎367-9125  
西 区役所区民課 ☎329-1198  
南 区役所区民課 ☎357-4128  
北 区役所区民課 ☎272-6905

減免には細かな基準があり、上記事由に該当しても判定基準に基づいて審査した結果減免非該当となる場合があります。

(国保年金課 ☎328-2290)

#### 産前産後期間の国民健康保険料が免除されます

世帯に出産する予定の国民健康保険の被保険者または出産した被保険者がいる場合に、産前産後期間相当分の国民健康保険料について免除する制度を来年1月から開始します。

【免除対象期間】

出産予定日または出産日が属する月(以下「出産予定月」)の前月から(多胎妊娠の場合には3か月前から)出産予定月の翌々月までの期間。＊出産とは、妊娠85日(4か月)以上の分娩をいいます。死産、流産、早産、人工妊娠中絶をされた方を含みます。

【免除対象者】

熊本市の国民健康保険の被保険者で、出産日が令和5年11月1日以降の方

【免除対象保険料】

来年1月以降、免除対象期間の所得割額と均等割額

【届け出について】

出産予定日の6か月前から届け出が可能です。ただし、来年1月から届け出開始となります。なお、郵送でも提出ができます。

【届け出先】

各区役所区民課

【届け出に必要なもの】

・出産予定日または出産日を確認することができる書類

例: 親子(母子)健康手帳など

・単胎妊娠または多胎妊娠の別を確認することができる書類。なお、対象者と子が別世帯の場合は、出産日および親子関係を明らかにする書類が必要

・世帯主および対象者のマイナンバーが分かるもの

・届出人の身分証明書(運転免許証・マイナンバーカード等)

・死産などにより届け出を行う場合は、死産等の日および身分関係を明らかにすることができる書類が必要です。

詳しくは、各区役所区民課へ。

(国保年金課 ☎328-2290)

#### 「住生活総合調査」へのご協力をお願いします！

☎住生活の安定・向上に関連する総合的な施策を推進する上で必要な全国調査です。調査票が郵送された方は、オンラインまたは郵送による回答をお願いします ☎10月の住宅・土地統計調査に回答いただいた世帯の中から抽出された世帯

(住宅政策課住宅政策班 ☎328-2438)

#### ごみの野外焼却は禁止されています！

ごみの野外焼却は、法律により原則禁止されており、違反した場合には、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。法人にあっては、3億円以下の罰金が科せられます。

野外焼却により発生する煙は、人体に有害な物質を含んでいる場合があります。その煙や臭いによって、「窓を開けることができない」、「洗濯物に臭いがつく」など周辺住民の方に迷惑をかけてしまいます。ごみは正しく処理しましょう。

(事業ごみ対策課 ☎328-2362)

#### 国税庁からキャッシュレス納付のご案内

国税の納付には、キャッシュレス納付が便利です。

キャッシュレス納付とは、口座引落やインターネットを利用した電子納税など、金融機関や窓口等に出向く必要がない納付方法のことです。

その場で、非対面で納税手続きが完結することから、国税庁でも利用をお勧めしています。

なお、税務署窓口での納税は「午前9時から午後4時まで」のお手続きをお願いします。ご理解とご協力をお願いします。

熊本西税務署(☎355-1181)、熊本東税務署(☎369-5566) ※自動音声案内。



(市民税課 ☎328-2183)

## くらしの中の人権 120

### 北朝鮮当局による拉致被害者等に関する人権問題

1970年代から1980年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。2002年9月に行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側が初めて当局による日本人拉致を認めました。

2006年6月にはこの問題に対する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携していくことを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国および地方公共団体の責務等が定められ、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としています。

拉致問題は、我が国の国民的課題であり、この解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、私たち一人ひとりが拉致問題に関心をもち、認識を深めていくことが大切です。

(人権政策課 ☎328-2333)

## 委員募集

### 熊本市客引き行為等対策審議会

本市の中心市街地における、市民や観光客の皆さんの安全と安心の確保、拠点都市としてのにぎわいの維持と向上の実現に向け、ご意見を聞くための委員を12月5日(火)～来年1月5日(金)まで募集します。

任期 委嘱日から2年

対象 市内に住むか通勤・通学する18歳以上の方／安全安心まちづくりに関心があり、本審議会(年1回)に出席できる方

定員 1人(小論文・面接による選考)

詳しくは、市ホームページまたは生活安全課(☎328-2397)へ。